

# 転入・転出などの手続きはお早めに



## 住所変更の手続き 区市民課 (☎ 82-1140)

	届出期間	必要書類	取扱窓口
転入するとき	転入した日から 14 日以内	転出証明書・身分証明証※	市民課 総合事務所 南支所
転出するとき	引っ越し前 ～引っ越し後 14 日以内	身分証明証※・住民基本台帳カード (お持ちの方)	南支所 埴生支所 公園通出張所
転居するとき	転居した日から 14 日以内	身分証明証※・住民基本台帳カード (お持ちの方)	公園通出張所

※運転免許証, パスポート, 住民基本台帳カード, 健康保険証など (本人確認のため)

▶外国人登録をしている人へ 取扱窓口は市民課・総合事務所・埴生支所のみです。また, 転入・転居の際は, 外国人登録証明書をお持ちください。(転出される場合, 手続きの必要はありません)

## 国民健康保険・後期高齢者医療の手続き

▶国民健康保険 区国保年金課 資格給付係 (☎ 82-1179)

▶後期高齢者医療 区国保年金課 年金高齢医療係 (☎ 82-1209)

	届出期間	必要書類	取扱窓口
転入するとき	転入した日から 14 日以内	印判ほか (詳しくはお問い合わせください。)	国保年金課, 総合事務所 南支所, 埴生支所
転出するとき	転出時	保険証・印判	公園通出張所

## 国民年金の手続き 区国保年金課 年金高齢医療係 (☎ 82-1178)

		届出期間	必要書類	取扱窓口
国民年金受給者	転入するとき	転入など 異動日から 14 日以内	印判	国保年金課, 総合事務所 南支所, 埴生支所 公園通出張所
国民年金加入者	転入するとき		印判・年金手帳	

※転出に伴う届出は必要ありません。ただし, 国民年金加入者で海外へ転出される場合は手続きが必要です。

## 介護保険の手続き 区高齢障害課 (☎ 82-1172)

	届出期間	必要書類	取扱窓口
転入するとき	転入した日から 14 日以内	印判ほか (詳しくはお問い合わせください。)	高齢障害課 総合事務所 埴生支所
転出するとき	転出時	保険証・印判	埴生支所

▶要介護認定を受けている人へ 転出 (転入) をする場合は, 現在の要介護度を転出 (転入) 先の市町村へ引き継ぐ制度があります。該当する人は, 取扱窓口で手続きをしてください。

## 児童手当・乳幼児医療の手続き 区児童福祉課 (☎ 82-1175)

		届出期間	必要書類	取扱窓口
児童手当 受給者	転入するとき	転入日から 15 日以内	印判・所得証明ほか (詳しくはお問い合わせください。)	児童福祉課 総合事務所 埴生支所 ※南支所, 公園通出張所は児童手当のみ取り扱います。
	転出するとき	転出時	印判	
乳幼児医療 受給者	転入するとき	転入月の月末まで	印判・乳幼児の保険証・所得課税証明書	
	転出するとき	転出時	印判・受給者証	

## 公立小・中学校の転校 区学校教育課 (☎ 82-1202)

	届出期間	必要書類	取扱窓口
転出・転居するとき	事前に担任に連絡し, 住民異動届※を取扱窓口へ提出してください。		学校教育課 総合事務所
転入するとき	住民異動届※を取扱窓口へ提出してください。		

※住居変更の手続きをした際に, 交付します。

## その他の手続きなど

### ●軽自動車の手続き

軽自動車を所有している人は, 転入・転出時に手続きが必要です。車種により手続き場所が異なりますので, 詳しくはお問い合わせください。

※休日窓口では取り扱いができません。ご注意ください。

### 区税務課 (☎ 82-1125)

### ●水道の開始と中止

転入・転出の 3～4 日前までに, 電話でご連絡ください。

※水道局窓口での水道料金のお支払い, 閉閑栓などの受付は 7 時から 22 時までです。(年中無休)

### 区水道局 (☎ 83-4111)

### ●下水道の開始と中止

転入・転出の 2 日前までに, 電話でご連絡ください。

### 区下水道課 (☎ 82-1164)

### ●引っ越しごみなど

引っ越し時の多量ごみなどは環境衛生センターに直接持ち込んでください。「燃やせるごみ」は指定ごみ袋に入れてください。(旧指定ごみ袋には収入証紙シールを貼ってください。) また「燃やせるごみ」以外のごみは, 1 日に 100kg 以上の持ち込みの場合, 有料となります。一人で運べない大型ごみについては, 戸別収集 (有料) も行っています。(戸別収集については事前の予約が必要です。)

### 区環境衛生センター

(☎ 83-3651)

▶引っ越しに伴う手続きについては, 市ホームページにも掲載しています。